

香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認 (家きん国内5例目) について

令和2年11月16日(月)

令和2年11月15日、香川県三豊市の採卵種鶏農場において、家きん国内5例目となる高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認された旨の報告がありました。この報告を受け、発生農場の周辺半径10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化しています。

1. 経緯

- 11月14日(土) ・香川県が、死亡鶏が増加した旨の通報を受けて、当該農場(本年度、香川県内で発生した国内1例目、3例目及び4例目の発生農場から半径3km以内に位置※)への立入検査を実施。
- ・同日、当該鶏についてインフルエンザ簡易検査を実施し陽性。
- 11月15日(日) ・当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

※家きんでの国内1例目の発生(11月5日)及び国内3例目の発生(11月11日)に伴い、香川県が当該養鶏場の飼養鶏について、遺伝子検査及び抗体検査を実施した際には、陰性を確認。

2. 対応

- (1) 11月15日に発生農場の周辺半径10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化しています。
- (2) 香川県内における家きんでの国内1例目から3例目の発生に伴う緊急調査では、野鳥の大量死等の異常は確認されませんでした。また、三豊市内における家きんでの国内4例目の発生に伴う緊急調査を11月14日から香川県が実施しています。
- (3) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.htmlに掲載)に準じて、野鳥の監視強化を始めとした対応を行います。
- (4) 野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、11月5日付けで最高レベルとなる「対応レベル3」に引き上げており、全国での野鳥の監視強化を継続します。

3. 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- (2) 周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」に十分留意されるようお願いいたします。
- https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

【参考情報】

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室

直通 03-5521-8285

代表 03-3581-3351

室長 川越 久史 (内線 6470)

企画官 立田 理一郎 (内線 6465)

係長 小西 美代 (内線 6477)

担当 近藤 千尋 (内線 6676)